

# 参 考 資 料

(納税環境整備小委員会資料から抜粋)

平成 2 2 年 7 月 9 日

# 目 次

|   |    |
|---|----|
| ・平成 22 年度税制改正大綱（抄）                        | 1  |
| ・民主党政案集 INDEX2009（抄）                      | 3  |
| <br>                                      |    |
| 1. 納税者権利憲章（仮称）の制定                         |    |
| ・納税者権利憲章について                              | 5  |
| ・OECD 加盟国における納税者権利憲章の制定状況（主な国）            | 6  |
| ・税務調査の流れ（イメージ）                            | 7  |
| ・個人の記帳制度の概要                               | 8  |
| ・国税における行政手続法の適用関係（現行）                     | 9  |
| ・地方税における行政手続法の適用関係（現行）                    | 10 |
| ・国税の主な不利益処分件数                             | 12 |
| ・地方税の主な不利益処分件数                            | 13 |
| ・更正の請求期間の見直しについて                          | 14 |
| <br>                                      |    |
| 2. 国税不服審判所の改革                             |    |
| ・国税に関する不服申立制度（現行）                         | 16 |
| ・地方税に関する不服申立制度                            | 17 |
| ・固定資産税の価格に関する審査申出                         | 18 |
| ・課税処分件数と課税関係争訟数との比較（申告所得税・法人税・相続税・贈与税の場合） | 19 |
| ・地方税における課税処分件数と課税関係争訟数との比較                | 20 |
| ・国税不服審判所の組織（現行）                           | 21 |
| ・国税審判官の資格                                 | 22 |
| ・国税審判官等の構成及び任命権者                          | 23 |
| ・国税審判官の公募の状況                              | 24 |

|    |                            |    |
|----|----------------------------|----|
| 3. | 社会保障・税に関わる番号制度             |    |
|    | ・「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ    | 26 |
|    | ・税務面で利用する「番号」が最低限満たすべき要件   | 27 |
|    | ・地方税において番号制度を活用する際に前提とすべき点 | 28 |
|    | ・主要国における税務面で利用されている番号制度の概要 | 29 |
|    | ・個人付番されている既存の番号制度について      | 30 |
|    | ・主要国における資料情報の概要（個人）        | 31 |
| 4. | 外国の制度等                     |    |
|    | ・主要国における税務調査権限             | 33 |
|    | ・主要国における個人の記帳義務制度等         | 34 |
|    | ・主要国における更正等の主な期間制限         | 35 |
|    | ・主要国における争訟手続（イメージ）         | 36 |

# 平成 22 年度税制改正大綱（抄）

平成 21 年 12 月 22 日 閣議決定

## 第 3 章 各主要課題の改革の方向性

### 1. 納税環境整備

#### (1) 納税者権利憲章（仮称）の制定

「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制度は税と共に発展してきたといっても過言ではありません。つまり、議会制民主主義における税のあり方は、あくまでも税を納める主権者たる国民の立場に立って決められるべきものです。国民主権にふさわしい税制を構築していくため、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして「納税者権利憲章（仮称）」を早急に制定します。

納税者の権利を守るための具体的な改革として、更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直していきます。特に課税庁の増額更正（事後的な納税額の増額）の期間制限が 3～7 年であるのに対して、納税者からの更正の請求（事後的な納税額の減額）の期間制限が 1 年であることは納税者の理解を得られにくく、早急に見直す必要があります。

#### (2) 国税不服審判所の改革

税が議会制民主主義の根幹であることを考えれば、個別の課税事案に対して納得できない納税者の主張を聞く「国税不服審判所」は、民主主義にとって極めて重要な機関です。

しかし、国税不服審判所の現状は、この重要な役割を果たすには十分ではありません。特に、その機能を果たすために最も重要な審判官の多くを国税庁の出身者が占めていることは問題です。そのほかにも証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があります。

これらの観点から、国税不服審判所の組織や人事のあり方、不服申立前置主義の見直し、不利益処分理由附記などについて、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、納税者の立場に立って、適正な税務執行が行われていることが国民に明らかになるよう、必要な検討を行います。

#### (3) 社会保障・税共通の番号制度導入

社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度

の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠です。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。

番号は基礎年金番号や住民票コードなどの既存番号の活用、新たな付番など様々な選択肢が考えられます。付番・管理する主体については、(4)で詳述する歳入庁が適当であると考えます。

以上、徴収とも関連しますが、主として給付のための番号として制度設計を進めます。その際は、個人情報保護の観点が必要なことは言うまでもありません。

#### (4) 歳入庁の設置

年金制度改革と並行して、年金の保険料の徴収を担っている日本年金機構（2010年1月に社会保険庁より改組予定）を廃止し、その機能を国税庁に統合、歳入庁を設置する方向で検討を進めます。

歳入庁は税と社会保険料の賦課徴収を一元的に行います。行政の効率化が進み、行政コストも大幅に削減できます。国民にとっても、税は税務署、保険料は社会保険事務所など別々の場所に納付する手間が省けます。

歳入庁は、国税と国が管掌する社会保険料の徴収を行うこととなりますが、国税と徴収対象や賦課基準が類似の税について自治体が希望する場合、地方税等の徴収事務を受託することも検討します。

#### (5) 罰則の適正化

納税者の税制上の権利の裏返しとして、納税者には適正に税制上の義務を履行することが求められます。義務を適正に履行しない納税者に対しては、厳正かつ的確に対処する必要があります。

課税の適正化を図り、税制への信頼を確保するためには、罰則の適正化も重要です。他の経済犯とのバランスなどを考えながら、罰則の見直しを行う必要があります。

#### (6) 納税環境整備に係るP Tの設置

以上、(1)納税者権利憲章（仮称）の制定、(2)国税不服審判所の改革、(3)社会保障・税共通の番号制度導入、(4)歳入庁の設置、等について、具体化を図るため、税制調査会の下にプロジェクト・チーム（P T）を設置します。特に、(1)(2)(3)については1年以内を目途に結論を出します。

なお、社会保障・税共通の番号制度やこれを付番・管理する歳入庁の設置については、税制のみならず、社会保障制度も関連することから、税制調査会のP Tと並行して、内閣官房国家戦略室を中心に、府省横断的に検討を行うこととします。

## 税・社会保障共通の番号の導入

厳しい財政状況の中で国民生活の安定、社会の活力維持を実現するためには、真に支援の必要な人を政府が的確に把握し、その人に合った必要な支援を適時・適切に提供すると同時に、不要あるいは過度な社会保障の給付を回避することが求められます。このために不可欠となる、納税と社会保障給付に共通の番号を導入します。

## 納税者権利憲章の制定と更正期間制限の見直し

国民の納税者としての意識を高め、より強固な民主主義を構築していくための第一歩として、確定申告を原則とし、給与所得者については年末調整も選択できるという制度を導入します。また、これを実現するにあたって、納税者の権利を明確にするために「納税者権利憲章」を制定します。

納税者の権利を守るための具体的な改革として、納税額の更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直していきます。特に課税庁の増額更正（事後的な納税額の増額）の期間制限が5年であるのに対して、納税者からの更正の請求（事後的な納税額の減額）の期間制限が1年であることは納税者の理解を得られにくく、早急に見直しが必要です。

## 国税不服審判のあり方の見直し

納税者の権利を重視し、国税不服審判所のあり方や手続きを見直します。

税が議会制民主主義の根幹であることを考えれば、個別の課税事案に対して納得できない納税者の主張を聞く国税不服審判所は極めて重要な機関です。しかし現状は、この重要な役割を果たすには十分ではありません。特に、その機能を果たすために最も重要な審判官の多くを財務省・国税庁の出身者が占めていることは問題です。

そのほかにも証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があることから、国税審判のあり方やその手続きについて、納税者の権利を十分に確保することを基本に見直します。

## 徴税の適正化

毎年、1兆円弱の新規滞納が生じている現状にかんがみ、徴税の適正化を図ります。また個人・法人合計で1000億円近くも加算税が生じている状況を是正するため、罰則の強化や重加算税割合の引き上げを行います。

消費税の還付額が年間3兆円にも達していますが、その中に相当額の不正な還付が存在します。これを防止するため、還付に係わる調査機能を強化します。

# 1. 納税者権利憲章（仮称）の制定

## 納税者権利憲章について

### 現 状

○OECD報告書（「納税者の権利と義務」（2003））によれば、

- ・「納税者憲章（Taxpayers' Charter）」は、「納税者の税務に関する権利・義務をわかり易い言葉で要約しかつ説明して、こうした情報をより多くの納税者に周知させ理解させようとする試み」と定義される。
- ・その性質については、「法令の説明文書（手引文書）であって、それ自体は法的な文書ではない。一般的に、納税者憲章は、関係法令に含まれているもの以上に権利義務を加えるものではない」とされている。
- ・また、基本的な記載事項例としては、
  - (1)納税者の権利（①情報提供や支援を受ける権利、②不服申立ての権利、③正当な税額のみを負担する権利、④予測可能性の確保、⑤プライバシーの権利、⑥個人情報の保護）、
  - (2)納税者の義務（⑦誠実に対応する義務、⑧協力義務、⑨正確な情報・書類を期限内に提出する義務、⑩記帳・帳簿の保存義務、⑪期限内に納税する義務）、
  - (3)税法上の義務不履行の場合に納税者が制裁が課されうること（⑫行政上・刑事上の制裁措置）、  
が掲げられている。

○現在、OECD加盟国中、憲章を制定している国は、30ヶ国中、24ヶ国となっている（2009年末現在・OECD調べ等）（G7では5ヶ国で制定（米・英・仏・伊・加））。

### 主な論点

- 趣旨・目的、記載事項、文書の位置付け等についてどう考えるか。



## OECD 加盟国における納税者憲章の制定状況（主な国）

（2009年11月現在：未定稿）

| 国名       | 納税者憲章                            | 制定年(注1)          | 性格(注2)       | 備考   |
|----------|----------------------------------|------------------|--------------|--|
| カナダ      | 納税者権利憲章                          | 1985年            | 公文書          |  |
| ニュージーランド | 納税者憲章                            | 1986年            | 公文書          |  |
| イギリス     | 納税者憲章                            | 1986年            | 公文書          | ○当初 1986 年に公文書として制定されたものは、2003 年に事実上廃止。<br>○2009 年・財政法により、憲章の作成・公表の根拠規定を創設(2009 年 7 月)。同年 11 月、歳入関税庁により憲章作成・公表。                              |
| フランス     | ①納税者憲章<br>②調査を受ける納税者の権利と義務に関する憲章 | ①2005年<br>②1987年 | ①公文書<br>②公文書 | ①「簡便、尊重、公正」の3大理念に基づき、利用者と税務当局それぞれの権利・義務をわかりやすくまとめたもの。2005 年 5 月に納税者委員会に提示された後、公表された。<br>②1987 年の租税手続法の改正により、税務当局が税務調査実施前に同憲章を納税者に交付することとされた。 |
| アメリカ     | 納税者としてのあなたの権利                    | 1988年            | 公文書          | ○1988 年の税制改正法において、納税者の権利等を簡潔に説明した声明文を財務長官が作成・配布することとされた。   |
| アイルランド   | 納税者憲章                            | 1989年            | 公文書          |  |
| スウェーデン   | 納税者権利憲章                          | 1996年            | 公文書          |  |
| オーストラリア  | 納税者憲章                            | 1997年            | 公文書          |  |
| 韓国       | 納税者権利憲章                          | 1997年            | 公文書          | ○国税基本法(1997 年改正)により、国税庁長官が憲章の制定、告示及び交付を行うこととされた。   |
| トルコ      | 納税者権利宣言                          | 2005年            | 公文書          |  |
| オーストリア   | 納税者憲章                            | 2008年            | 公文書          |  |
| スペイン     | 納税者権利保障法                         | 1998年            | 法律           | —  |
| イタリア     | 納税者権利法                           | 2000年            | 法律           | —  |
| ドイツ      | なし                               | —                | —            | —  |
| 日本       | なし                               | —                | —            | —  |

(注1) 制定年とは、各国において最初に納税者憲章が制定された年であり、上記に示した納税者憲章が制定された年ではない場合がある。

(注2) 公文書とは、課税当局発表のもので、納税者の権利等をわかりやすくまとめた声明文あるいは法律において規定している納税者の権利を平易にまとめた公式文書をいう。

# 税務調査の流れ（イメージ）

## 準備調査（事案の選定）

- ・ 申告書等の審査、資料情報の活用（非違の端緒を把握）

## 主な論点

### 【事前通知】

- ・ 事前通知（要否、内容、記載の程度、効果等）
- ・ 納税者本人、反面調査先、税理士・弁護士等

## 調査着手

- ・ 原則、事前通知（ただし、調査の必要に応じて無予告）

### 【権限行使】

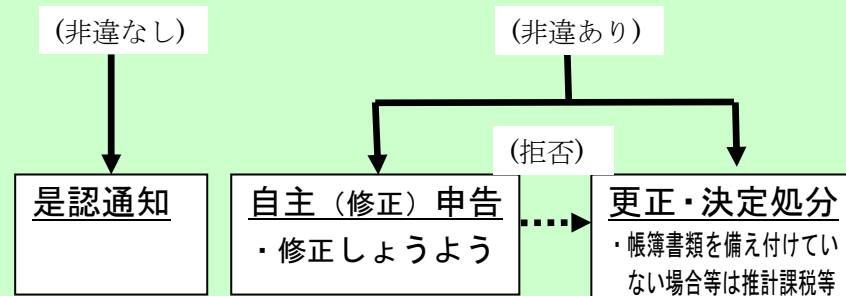
- 権限行使のための要件
  - ・ 調査の必要性
  - ・ 事前通知（再掲）
  - ・ 身分証明書の提示等
- 相手方（名あて人）
  - ・ 調査対象者たる納税者本人
  - ・ 取引関係にある者（反面調査）
- 対象物件
  - ・ 帳簿書類その他の物件
- 行使する権限の内容
  - ・ 質問及び検査
  - ・ 官公署等への協力要請等
- 実効性担保措置等（罰則、推計課税等）
- その他
  - ・ 第三者の立ち会い

## 権限行使

## 実地調査

- ・ 帳簿等の確認、追加的な証拠書類収集（質問及び検査、官公署等への協力要請等）
- ・ 調査の際の指導 等

## 調査終了



### 【終了通知等】

- 調査の終了通知（要否、内容、記載の程度、効果等）
  - ・ 非違がない場合
  - ・ 非違がある場合
- 修正申告のしようよう

# 個人の記帳制度の概要

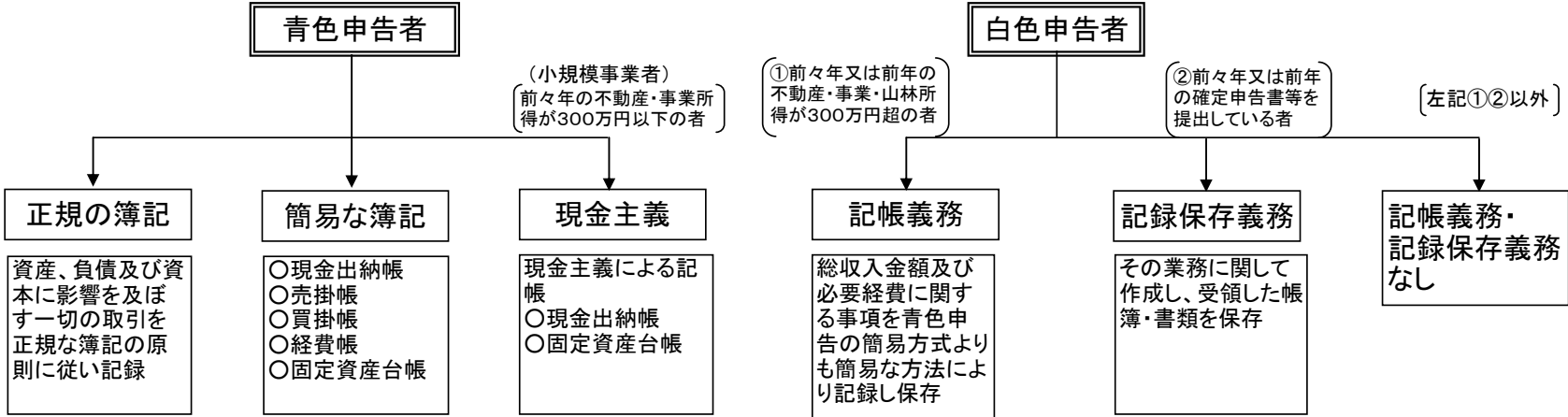
○ 青色申告制度(昭和25年創設)

青色申告制度は、昭和22年に採用された申告納税制度が適正に機能するよう、正確な記帳による正確な申告を奨励するため、シャープ勧告を受けて、昭和25年に創設

○ 一般的な記帳義務、記録保存義務(昭和59年創設)

納税環境整備として、一定の白色申告者に対する記帳義務及び記録保存義務が昭和59年に創設

○ 帳簿書類の備付、記録、保存義務(現行)



○ 青色申告者の主な特典

青色申告特別控除(正規の簿記(事業的規模)65万円、その他10万円)、引当金・準備金、償却の特例、棚卸資産の評価の特例、所得計算の特例(青色事業専従者給与の必要経費算入)、純損失の取扱いの特例、税額控除の特例、調査・更正等における手続の特例

○ 記帳等義務違反の効果

青色申告者……青色申告承認の取消し、罰則なし    白色申告者……推計課税、罰則なし

## 国税における行政手続法の適用関係（現行）

| 行政手続法の規定                        | 行政手続法の適用関係   | 国税における具体例  |
|---------------------------------|--|--|
| 行政手続法上の適用除外<br>（行手法 3 条）        | /  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税犯則取締法に基づいて行われる処分及び行政指導（行手法 3①六）</li> <li>・ 質問検査権の行使等、情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導（同十四）</li> <li>・ 不服申立てにおける処分及び行政指導（同十五・十六）</li> </ul> |
| 申請に対する処分<br>（行手法 2 章（5 条～11 条）） | ○適用除外（酒税法第 2 章を除く）（通則法 74 の 2①）  | ・ 更正の請求、延納の申請、青色申告の承認申請等   |
| 不利益処分<br>（行手法 3 章（12 条～31 条））   |  | ・ 更正、決定、延納許可の取消し、青色申告の承認取消し等   |
| 行政指導<br>（行手法 4 章（32 条～36 条））    | ○原則適用<br>○次の規定を適用除外（通則法 74 の 2②） <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 行政指導に係る書面の交付（行手法 35②）、</li> <li>➢ 複数の者を対象とする行政指導（行手法 36）</li> </ul> （注）酒税法第 2 章及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律については原則通り行政手続法の適用あり（通則法 74 の 2②） | ・ 修正申告の勧奨、記帳指導、納付の勧奨等  |
| 届出<br>（行手法 5 章（37 条））           | ○原則適用<br>○国の機関以外の者が提出先とされている届出について適用除外（通則法 74 の 2③）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定申告義務がある納税者による確定申告書の提出、支払調書の提出 等</li> <li>・ [適用除外] 非課税貯蓄申告書の提出 等</li> </ul>  |

## 地方税における行政手続法の適用関係①(現行)

### 【地方団体が行う処分等】

| 行政手続法の規定                    | 行政手続法の適用関係   | 行政手続条例等の一般的な適用関係   | 地方税における具体例  |
|-----------------------------|--|--|---|
| 行政手続法上の適用除外<br>(行手法3条)      | /  | /  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税の犯則に関する法令に基づいて行われる処分及び行政指導(行手法3①六)</li> <li>・質問検査権の行使等、情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導(同十四)</li> <li>・不服申立てにおける処分及び行政指導(同十五・十六)</li> </ul> |
| 申請に対する処分<br>(行手法2章(5条～11条)) | ○適用除外<br>(行手法3条③)  | ○適用除外(税条例において規定)   | ・更正の請求、徴収猶予の申請 等  |
| 不利益処分<br>(行手法3章(12条～31条))   |  |  | ・更正、決定、徴収猶予の取消し 等   |
| 行政指導<br>(行手法4章(32条～36条))    | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     地方公共団体の機関がする処分(その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているもの等)については、一般的に各地方公共団体が定める行政手続条例等が適用されている。                 </div> | ○原則適用<br>○次の規定を適用除外(税条例において規定) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 行政指導に係る書面の交付(行手法35②)</li> <li>➢ 複数の者を対象とする行政指導(行手法36)</li> </ul> | ・修正申告の勧奨、記帳指導、納付の勧奨 等   |
| 届出<br>(行手法5章(37条))          |  | ○原則適用  | ・納税義務者による申告書の提出 等   |

※ 各地方公共団体においては、行政手続法第3条第3項により適用除外とされた処分等に関する手続について、行政手続法の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない(行手法46)こととされている。

## 地方税における行政手続法の適用関係②(現行)

### 【総務大臣が行う処分等】

| 行政手続法の規定                    | 行政手続法の適用関係  | 地方税における具体例  |
|-----------------------------|---|---|
| 行政手続法上の適用除外<br>(行手法3条)      | /   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税の犯則に関する法令に基づいて行われる処分及び行政指導(行手法3①六)</li> <li>・質問検査権の行使等、情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導(同十四)</li> <li>・不服申立てにおける処分及び行政指導(同十五・十六)</li> </ul> |
| 申請に対する処分<br>(行手法2章(5条～11条)) | ○適用除外(地方税法18条の4①)   | ・軽油引取税に係る元売業者の指定 等  |
| 不利益処分<br>(行手法3章(12条～31条))   |   | ・軽油引取税に係る元売業者の指定の取り消し等  |
| 行政指導<br>(行手法4章(32条～36条))    | ○原則適用<br>○次の規定を適用除外(地方税法18条の4②) <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 行政指導に係る書面の交付(行手法35②)</li> <li>➤ 複数の者を対象とする行政指導(行手法36)</li> </ul> | ・軽油引取税に係る元売業者の指定等に際して行われる行政指導 等   |
| 届出<br>(行手法5章(37条))          | ○原則適用   | ・固定資産税に係る大臣配分資産の申告  |

## 国税の主な不利益処分の件数

(単位:件)

|          |           | 処分             | 根拠規定        | 件数          |           |      |
|----------|-----------|----------------|-------------|-------------|-----------|------|
| 不利益処分    | 課税        | 加算税の賦課決定       | 通32①②、33③   |             |           |      |
|          |           | 過少・無申告加算税      | 通65①、66①    | 325,203     | } (※1)    |      |
|          |           | 不納付加算税         | 通67①        | 325,154     |           |      |
|          |           | 重加算税           | 通68①        | 57,814      |           |      |
|          | 税額等の更正・決定 | 通24、25、26      | 12,136      | (※2)        |           |      |
|          |           |                | 青色申告の承認の取消し | 所150①、法127① | (59,587)  | (※3) |
|          | 徴収        |                | 督促          | 通37         | 1,925,262 |      |
|          |           |                | 納税の告知       | 通36         | 243,705   |      |
|          |           |                | 充当          | 通57         | 164,445   |      |
|          |           |                | 差押え         | 徴47①        | 93,437    |      |
|          |           |                | 換価代金等の配当    | 徴133        | 54,462    |      |
|          |           |                | 交付要求(参加差押え) | 徴82①        | 30,574    |      |
|          |           |                | 公売公告        | 徴95①        | 2,776     |      |
|          |           |                | 繰上請求        | 通38①        | 586       |      |
|          |           | 第二次納税義務者に対する告知 | 徴32①        | 180         |           |      |
|          |           | 延納・物納の許可の取消し   | 相39②⑨、48②③  | 171         |           |      |
| 対申す請るに処分 |           | 納税の猶予の不許可      | 通47②        | 789         | (※4)      |      |
|          |           | 延納・物納の不許可      | 相39②、42②    | 111         |           |      |

(注)平成20事務年度の計数。ただし、相続税については平成19事務年度の計数。

(※1)「加算税の賦課決定」は、所得税、法人税、相続税、贈与税及び消費税の合計。なお、申告所得税については人員ベースの計数(重加算税と過少申告加算税の賦課があった場合には、重加算税分についてのみ1件としてカウント)、相続税・贈与税については相続人・受贈者ベース、法人税及び消費税については延べ件数ベースの計数(重加算税と過少申告加算税の賦課があった場合には、それぞれ1件としてカウント)である。

(※2)「税額等の更正・決定」は、所得税(着眼を除く実地調査)、法人税(実地調査)、相続税及び贈与税の合計で、一部減額更正を含む。

(※3)個人(88)及び法人(59,499)の合計だが、法人については2期連続で無申告であるなど、ほとんどが課税調査に基づかない取消し。

(※4)「納税の猶予の不許可」は、サンプル調査に基づく推計値。

## 地方税の主な不利益処分の件数

(単位:件)

|       |      | 処分               | 根拠規定               | 件数         |      |
|-------|------|------------------|--------------------|------------|------|
| 不利益処分 | 課税   | 賦課決定             | 法151、法319、法364 等   | 約2億1,800万件 | (※1) |
|       |      | 加算金の賦課決定         |                    |            |      |
|       |      | 過少申告加算金          | 法72の46①、法144の47① 等 | 15,125     | (※2) |
|       |      | 不申告加算金           | 法72の46②、法144の47② 等 | 12,559     |      |
|       | 重加算金 | 法72の47、法144の48 等 | 60,043             |            |      |
| 徴収    | 差押え  | 法68、法167 等       | 219,225            | (※3)       |      |

(注) 平成20年度の計数。調査により把握している項目のみ計上している。

(※1) 地方税については、全体の課税件数のうち、9割以上が賦課課税されている。

(※2) 「加算金の賦課決定」は、法人事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車取得税、道府県たばこ税、道府県民税(利子割、配当割、株式等譲渡所得割)及び道府県法定外普通税の合計。

(※3) 「差押」は、道府県税(個人の道府県民税を除く)の合計。



## 更正の請求期間の見直しについて

### 現 状

- 「更正の請求」は、申告に係る税額等が計算誤り等により過大である場合に、納税者が自ら申告内容の是正を税務当局に請求できる権利であり、期限内の適正申告を求める申告納税制度の例外措置である。
- 通常、納税者が誤りを発見するのは、次の申告期であることを踏まえ、現行の更正の請求期間は1年間とされている。
- 別途、税務署長は5年間、職権により減額更正を行うことができる。

【主な更正等の期間制限】（申告納税方式による国税の場合）

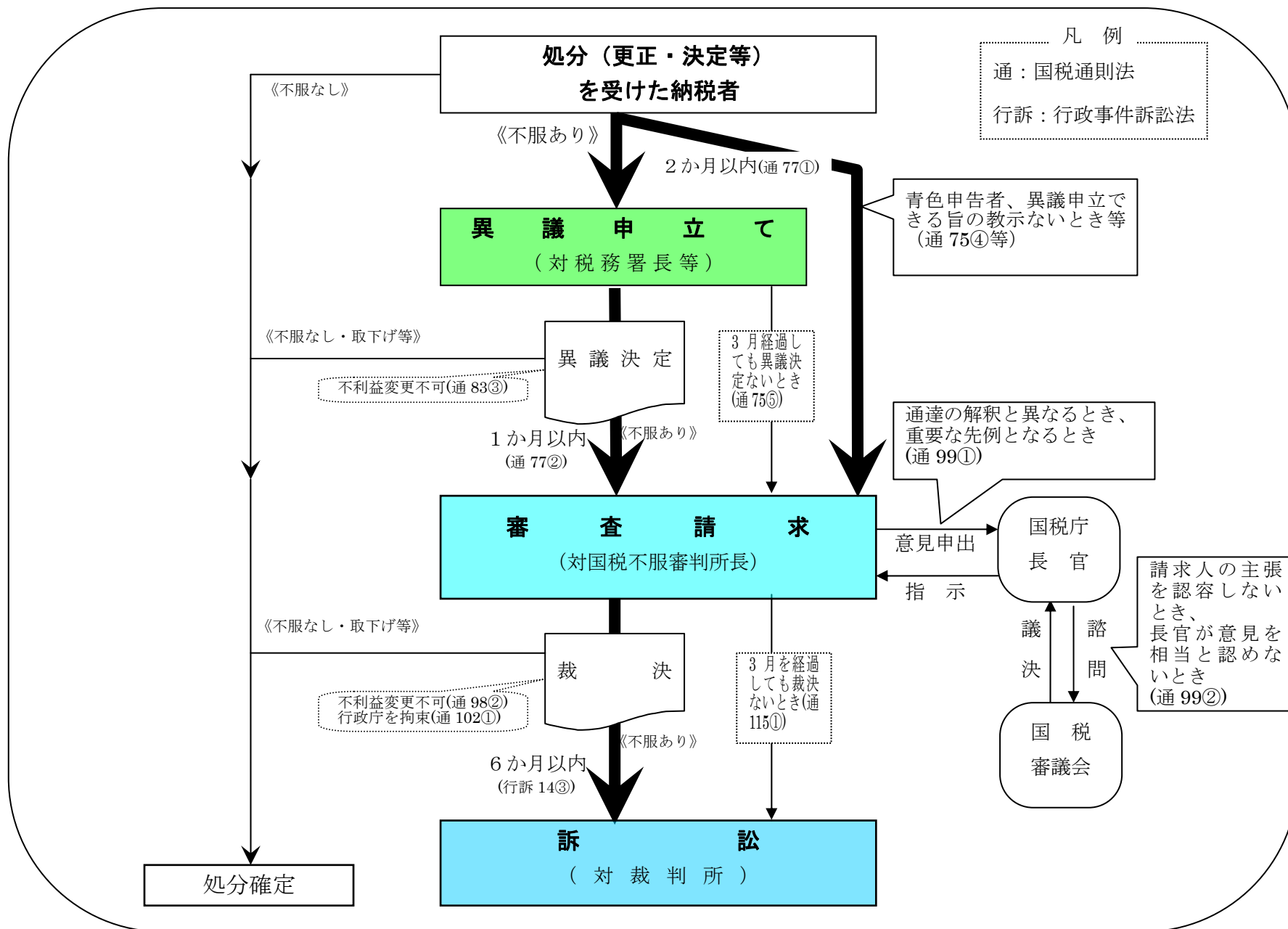
| 区 分 |                  | 期間制限（通常の場合）                   | 脱税の場合      |
|-----|------------------|-------------------------------|------------|
| 課税庁 | 増 額 更 正          | 法定申告期限から3年（法人税については5年）        | 法定申告期限から7年 |
|     | 減 額 更 正          | 法定申告期限から5年                    |            |
| 納税者 | 修 正 申 告          | 法定申告期限から5年                    | —          |
|     | <u>更 正 の 請 求</u> | <u>法定申告期限から1年（後発的事由の場合2月）</u> |            |

### 主な論点

- 納税者の視点に立ち、納税者から更正の請求ができる期間の延長を検討するに当たっては、増額更正の期間（原則3年）や、減額更正の期間（5年）をどのように適正に設定するかという問題があり、総合的な検討が必要ではないか。
- 更正の請求期間を延長する場合、更正処分に対する不服申立期間（現行2月間）を経過した後においても更正処分の部分について更正の請求が行えるケースが増えるが、この点について、納税者の権利救済と法律関係の早期安定との要請に照らし、どのように対応すべきか。
- 実務面への影響の検証や、執行体制の整備についてどう考えるか。

## 2. 国税不服審判所の改革

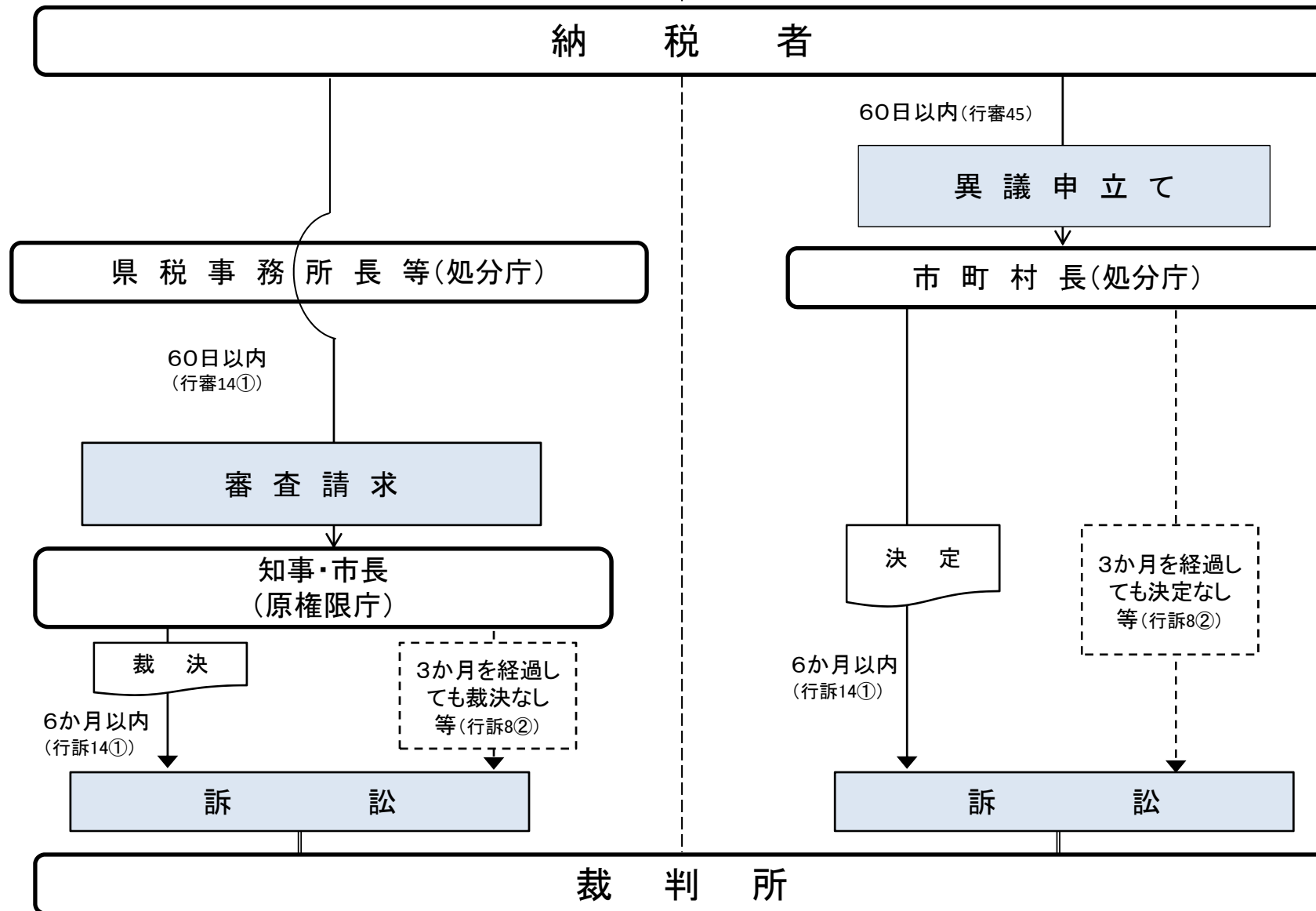
# 国税に関する不服申立制度（現行）



# 地方税に関する不服申立制度

県税事務所等に処分権限が委任されている場合  
例：都道府県・政令指定都市

処分権限が委任されていない場合  
例：一般的な市町村

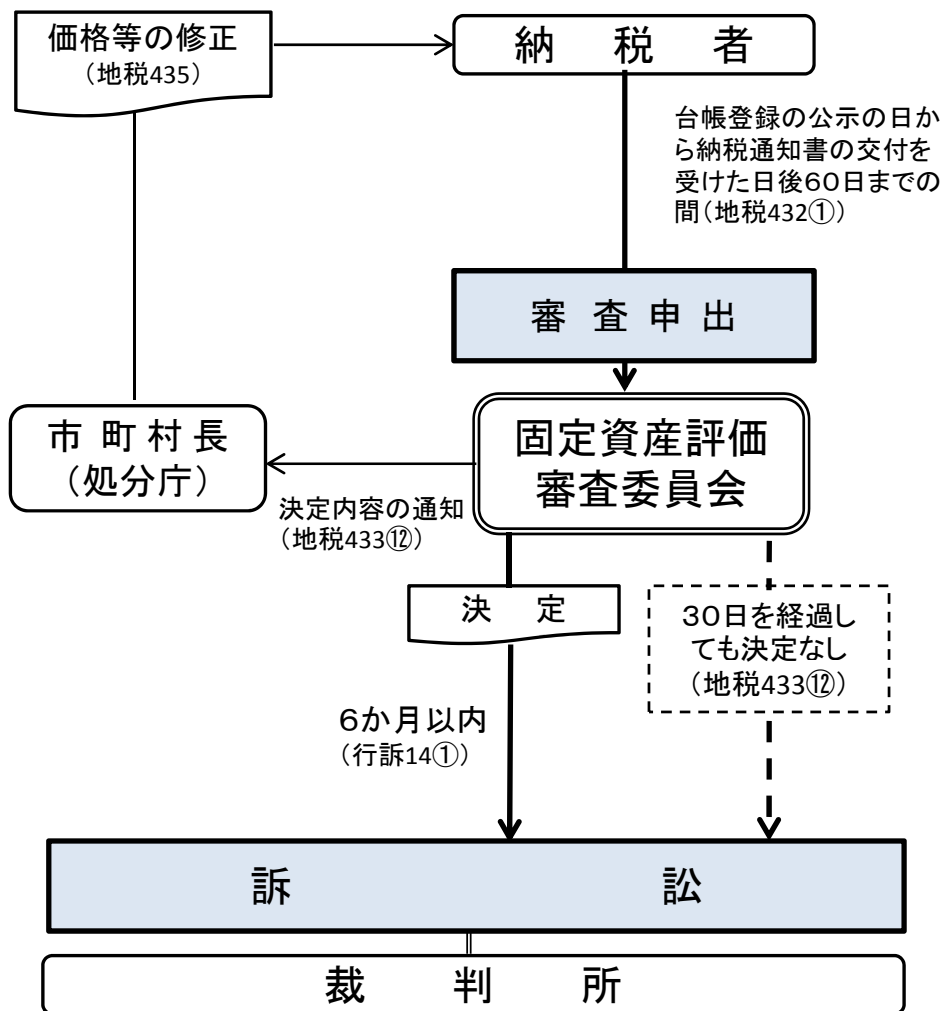


※固定資産の価格に関する納税義務者の不服については固定資産評価審査委員会において処理

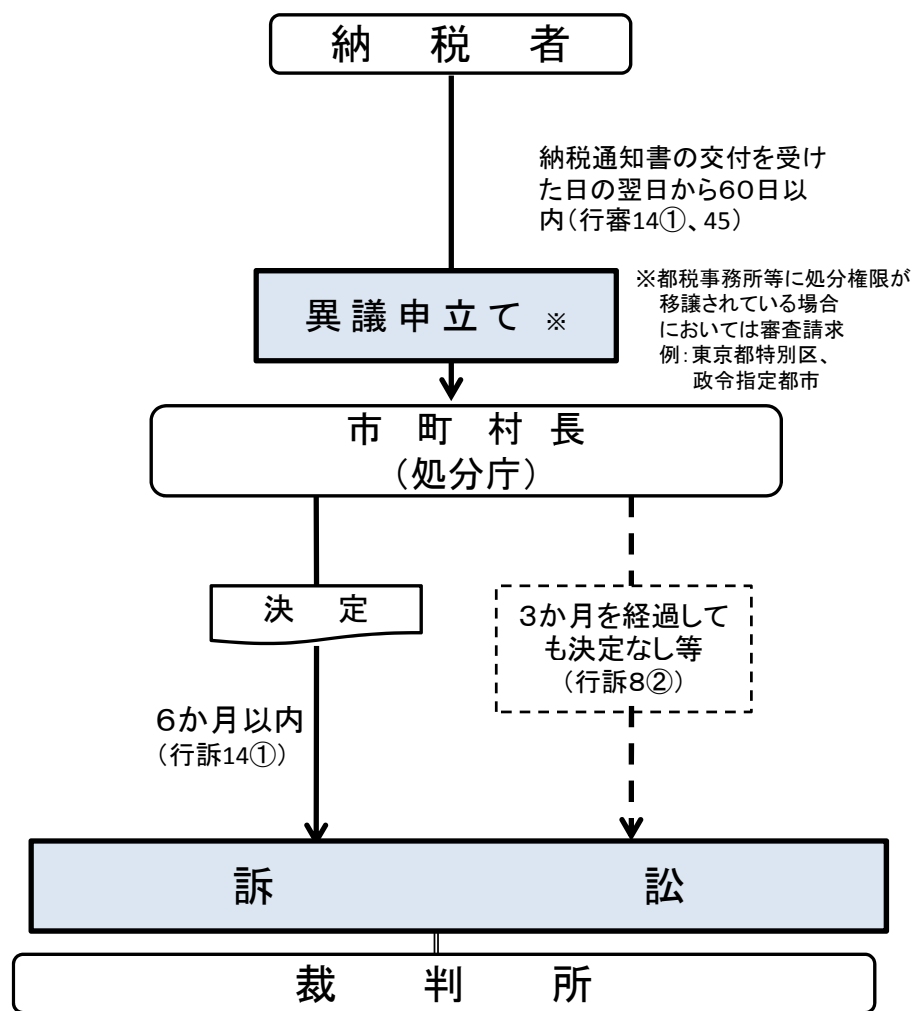
# 固定資産税の価格に関する審査申出

固定資産の価格に関する不服については、固定資産の評価の客観的合理性を担保する必要があるとともに、評価が専門的知識を必要とし、技術的な面も多いことなどを踏まえ、市町村長から独立した中立的・専門的な機関として固定資産評価審査委員会を設置し、審査決定させている。(固定資産の価格以外に関する不服については、他の地方税と同様の手続による。)

## 価格に関する不服



## 価格以外に関する不服



**課税処分件数と課税関係争訟数との比較**  
 (申告所得税・法人税・相続税・贈与税の場合。人数(事件)ベース)

|                                  | 17年度    | 18年度    | 19年度    | 20年度             |
|----------------------------------|---------|---------|---------|------------------|
| ① 課税処分<br>(上段:加算税賦課<br>下段:更正・決定) | 299,409 | 308,192 | 290,993 | 234,760<br>(速報値) |
|                                  | 11,822  | 11,351  | 11,902  | 12,182           |
| ② 異議申立て<br>(税務署長等、原処分庁に対するもの)    | 1,294   | 1,151   | 1,203   | 1,134            |
| ③ 審査請求<br>(国税不服審判所に対するもの)        | 675     | 554     | 559     | 549              |
| ④ 訴訟<br>(第一審地方裁判所に対するもの)         | 112     | 157     | 117     | 122              |

(注1)上記計数は、各年に行われた課税処分、異議申立て、審査請求、訴訟の人数(事件)ベースの件数であり、それぞれ個別に対応するものではない。  
 課税処分は事務年度(ただし、加算税賦課につき、申告所得税は会計年度、相続税は国税庁統計年報書による)、課税処分以外は会計年度の計数。

(注2)「課税処分」の件数は、「加算税賦課」については申告所得税、法人税、相続税及び贈与税に係る加算税賦課決定件数を、「更正・決定」については所得税(着目を除く実地調査)、法人税(実地調査)、相続税及び贈与税の更正決定件数(一部減額更正を含む。)を、それぞれ合計したもの。

(注3)「異議申立て」及び「審査請求」の件数は、各年度において、申告所得税、法人税、相続税及び贈与税の処分に対してそれぞれ異議申立て又は審査請求をした納税者の数を合計したもの(国税庁、国税不服審判所調べ)。

(注4)「訴訟」の件数は、第一審の各年度の提起件数のうち、主たる税目が所得税、法人税、相続税及び贈与税の件数を合計したもの(国税庁調べ)。

## 地方税における課税処分件数と課税関係争訟数との比較

|         | 17年度      | 18年度      | 19年度      | 20年度      |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ①課税処分   | 2億1,126万件 | 2億1,580万件 | 2億1,711万件 | 2億1,801万件 |
| ②不服申立て※ | 936件      | 1,093件    | 1,090件    | 843件      |
| ③訴訟     | 77件       | 90件       | 76件       | 58件       |

※ 地方事務所等の長が行った課税処分に対する地方団体の長への審査請求を含む。

(注1) 上記計数は、各年度に行われた課税処分、不服申立て、訴訟の件数を単純に計上したものであり、それぞれ個別に対応するものではない。

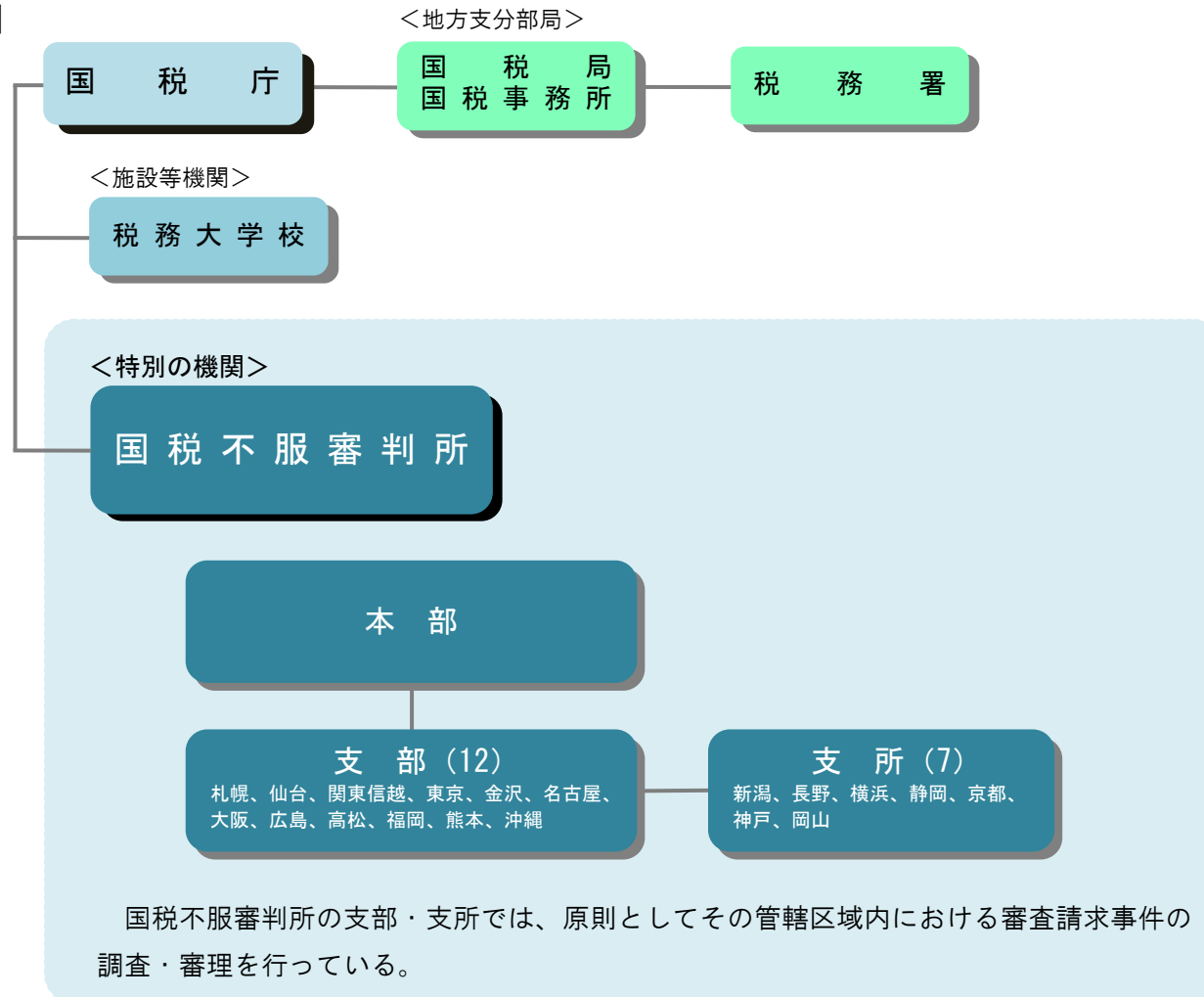
(注2) 「課税処分」の件数は、賦課課税の税目の納税義務者数。申告納税の税目に係る更正・決定の件数は含まない。

(注3) 「不服申立て」及び「訴訟」は、各年度において、地方税の課税(申告納税の税目における更正・決定等を含む。)に対する「不服申立て」及び「訴訟」(固定資産税に係る固定資産の価格に関するものを除く。)の発生件数を合計したものの。

## 国税不服審判所の組織（現行）

○ 国税庁の特別の機関である国税不服審判所には、東京にある本部のほか、全国の主要都市に12の支部と7の支所がある。

【組織図】



○ 国税不服審判所の定員 477名（平成21年度）



## 国税審判官の資格

### ○国税通則法施行令（抄）

#### （国税審判官の資格）

**第三十一条** 国税審判官の任命資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあつた経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有するもの
- 二 職務の級が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イ（俸給表の種類）に掲げる行政職俸給表（一）による六級若しくは同項第三号に掲げる税務職俸給表による六級又はこれらに相当すると認められる級以上の国家公務員であつて、国税に関する事務に従事した経歴を有する者
- 三 その他国税庁長官が国税に関し前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認める者

## 国税審判官等の構成及び任命権者

○国税審判官等の構成(平成22年4月1日現在)

| 官職                   | 任用状況(出身)   | 任命権者                           |
|----------------------|--|--------------------------------|
| 国税不服審判所長<br>1名       | 裁判官  | 国税庁長官が、財務大臣の承認を受けて任命(国税通則法78②) |
| 首席国税審判官(支部所長)<br>12名 | うち<br>裁判官(1)<br>検察官(1)                           | 国税庁長官(国家公務員法55①)               |
| 国税審判官<br>153名        | うち<br>裁判官(4)<br>検察官(3)<br>弁護士(3)<br>税理士(5) } (※) | 国税庁長官(国家公務員法55①)               |

(注)上記人員数は実数。

- (※)・弁護士及び税理士は、いずれも公募による採用者。なお、平成19年に税理士4名、20年に税理士1名、21年に弁護士3名を採用。  
 ・弁護士・税理士から登用された国税審判官についても国家公務員法の兼業規制(国家公務員法103①、104)が適用される。  
 ・国税審判官の任期に特に定めはないが、一般的には、在任期間は2～3年程度。公募による採用者(任期付職員)の任期は3年。

国税審判官の公募の状況

| 区分   | 平成18年度               | 平成19年度               | 平成20年度               | 平成21年度    |
|------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------|
| 募集数  | 10名程度                | 10名程度                | 若干名                  | 15名程度     |
| 応募者数 | 39名                  | 17名                  | 17名                  | 51名       |
| 採用者数 | 4名                   | 1名                   | 3名                   | 未定        |
| 内 訳  | 税理士4名 <sup>(※)</sup> | 税理士1名 <sup>(※)</sup> | 弁護士3名 <sup>(※)</sup> | —         |
| 採用年月 | 19年7月                | 20年7月                | 21年7月                | 22年7月(予定) |

(備考) 国税不服審判所調べ

(※)採用者8名の採用時の平均年齢47.8歳、平均実務経験13.8年

### 3. 社会保障・税に関する番号制度

## 「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

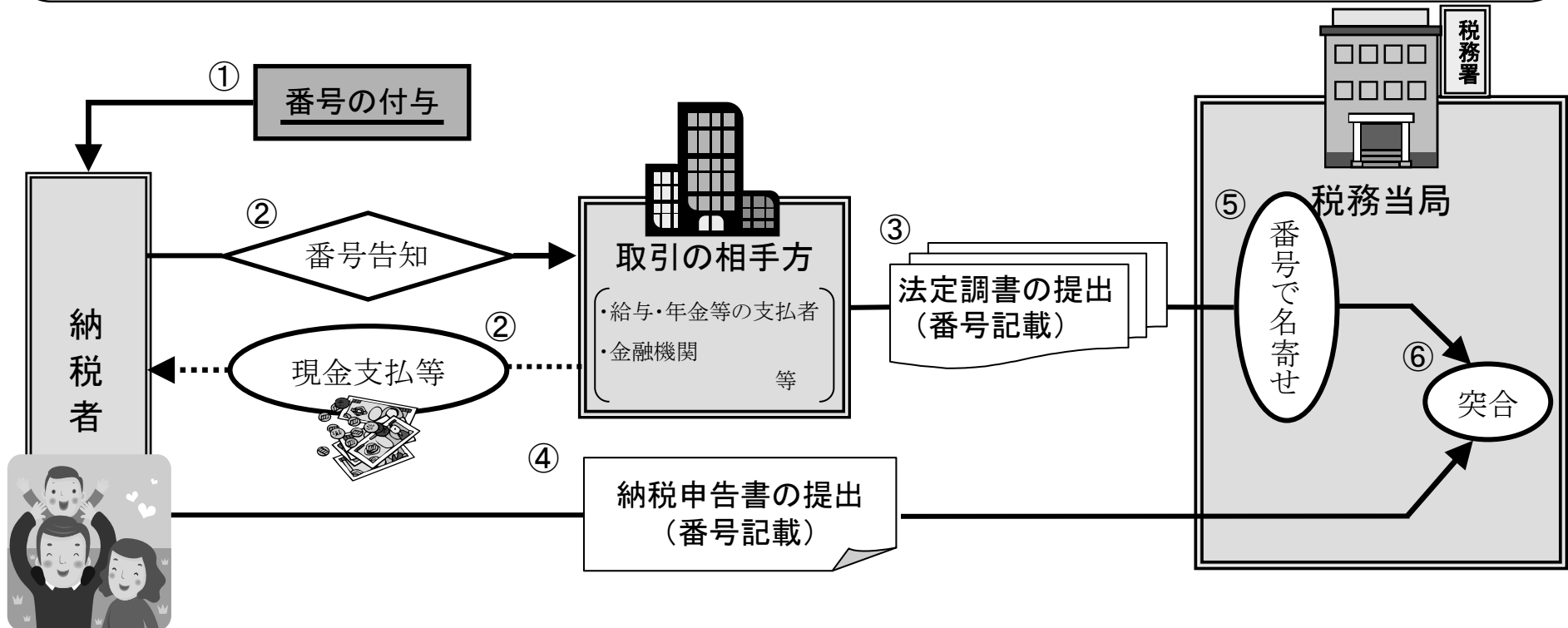
税務面における「番号制度」とは、納税者に<sup>しっかい</sup>悉皆的に番号を付与し、

(1) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること

(2) 取引の相手方が税務当局に提出する資料情報(法定調書)及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること

を義務付ける仕組みである。

これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をよりの確に把握することが可能となる。



## 税務面で利用する「番号」が最低限満たすべき要件

- ① 「<sup>しっかい</sup>悉皆的に付番されていること」  
(課税の公平を確保できるよう、課税所得を生じうる者に<sup>しっかい</sup>悉皆的に付番されていること)
- ② 「一人一番号が確保されていること」  
(番号による名寄せ・突合が効率的かつ正確に行えるよう、納税者の住所、氏名の変更が速やかに把握され、一の納税者に対し同じ一つの番号が付与されている関係が確保されていること)
- ③ 「民－民－官の関係で利用できること」  
(納税者本人(民)が取引相手方(民)に番号を告知し、取引相手方(民)がその番号を記入した法定調書を税務当局(官)に提出するという「民－民－官」の関係で利用できる番号であること)
- ④ 「目で見える番号であること」  
(取引相手方(第三者)が、法定調書に記載すべき納税者本人の番号を容易に確認できるよう、目で見える番号であること)

## 地方税において番号制度を活用する際に前提とすべき点

### ○ 二重付番を防ぐ必要があること

### ○ 住所情報が関連づけられ、かつ常に最新の情報であること

- ・ 番号を付与された者に対して課税権を有するかどうかを住所情報により確認する必要がある。
- ・ 住所情報を利用した地方税務事務は年間にわたって行われており、常に最新の住所情報でなければ、地方税における税務事務には活用できない。

### ○ 外国人にも付番される必要があること

- ・ 地方税においても外国人に課税を行っている。

### ○ 目に見える番号であることを前提に、セキュリティが十分に確保される必要があること

- ・ 番号が民間取引にも広く活用されるため、番号から遡及して個人情報把握されないような措置が講じられなければならない。

# 主要国における税務面で利用されている番号制度の概要（未定稿）

（2010年1月現在）

|           | 番号の種類   | 適用業務               | 付番者（数）                           | 人口 <sup>（注3）</sup><br>（2008年現在）   | 付番維持<br>管理機関 | 現行の付番根拠法       | 税務目的<br>利用開始年                 |                       |
|-----------|---------|--------------------|----------------------------------|-----------------------------------|--------------|----------------|-------------------------------|-----------------------|
| 社会保障番号を活用 | イギリス    | 国民保険番号<br>（9桁）     | 税務（一部） <sup>（注1）</sup> 、社会保険、年金等 | 非公表                               | 6,038万人      | 雇用年金省<br>歳入関税庁 | 社会保障法                         | 1961年                 |
|           | アメリカ    | 社会保障番号<br>（9桁）     | 税務、社会保険、年金、選挙等                   | 約4億2,000万人<br>（累計数）               | 3億406万人      | 社会保障庁          | 社会保障法                         | 1962年                 |
|           | カナダ     | 社会保険番号<br>（9桁）     | 税務、失業保険、年金等                      | 約4,188万人<br>（累計数）                 | 3,331万人      | 人的資源・技能<br>開発省 | 雇用保険法                         | 1967年                 |
| 住民登録番号を活用 | スウェーデン  | 住民登録番号<br>（10桁）    | 税務、社会保険、住民登録、<br>選挙、兵役、諸統計、教育等   | 全住民                               | 922万人        | 国税庁            | 個人登録に関する<br>法律                | 1967年                 |
|           | デンマーク   | 住民登録番号<br>（10桁）    | 税務、年金、住民登録、<br>選挙、兵役、諸統計、教育等     | 全住民                               | 549万人        | 内務省<br>中央個人登録局 | 個人登録に関する<br>法律                | 1968年                 |
|           | 韓国      | 住民登録番号<br>（13桁）    | 税務、社会保障、住民登録、<br>選挙、兵役、諸統計、教育等   | 全住民                               | 4,861万人      | 行政安全部          | 住民登録法                         | 1968年                 |
|           | フィンランド  | 住民登録番号<br>（10桁）    | 税務、社会保障、住民登録等                    | 全住民                               | 531万人        | 財務省<br>住民登録局   | 住民情報法                         | 1960年代                |
|           | ノルウェー   | 住民登録番号<br>（11桁）    | 税務、社会保険、住民登録、<br>選挙、兵役、諸統計、教育等   | 全住民                               | 477万人        | 国税庁登録局         | 人口登録制度に関する法律                  | 1971年                 |
|           | シンガポール  | 住民登録番号<br>（1文字+8桁） | 税務、年金、住民登録、<br>選挙、兵役、車両登録等       | 全住民                               | 484万人        | 内務省<br>国家登録局   | 国家登録法                         | 1995年                 |
|           | オランダ    | 市民サービス番号<br>（9桁）   | 税務、社会保障、住民登録等                    | 全住民                               | 1,643万人      | 内務省            | 市民サービス番号法                     | 2007年 <sup>（注4）</sup> |
| 税務番号      | イタリア    | 納税者番号<br>（6文字+10桁） | 税務、住民登録、選挙、<br>兵役、許認可等           | 約6,323万人                          | 5,983万人      | 経済財政省          | 納税者登録及び納税義務者の<br>納税番号に関する大統領令 | 1977年                 |
|           | オーストラリア | 納税者番号<br>（9桁）      | 税務、所得保障等                         | 約3,099万人<br>（累計数） <sup>（注2）</sup> | 2,143万人      | 国税庁            | 1988年度税制改正法                   | 1989年                 |
|           | ドイツ     | 税務識別番号<br>（11桁）    | 税務                               | 約8,100万人                          | 8,213万人      | 連邦中央税務庁        | 租税通則法                         | 2009年                 |

（参考） フランスには、納税者番号制度はない。

（注1） イギリスでは、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務で国民保険番号が利用されている。

（注2） オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

（注3） 人口は“Monthly Bulletin of Statistics”（国際連合）による。

（注4） オランダでは、もともと1986年に税務番号が導入され、1988年以後は、税務・社会保障番号として、税務・社会保障目的で利用されていた（財務省所管）。



個人付番されている既存の番号制度について  
(税務に利用する視点からの整理)

|       |                                   | 住民票コード  | 基礎年金番号  |
|-------|-----------------------------------|---|---|
| 根拠規定  |                                   | ・ 住民基本台帳法   | ・ 国民年金法   |
| 付番機関  |                                   | ・ 市区町村(都道府県又は全国センターにおいても管理)   | ・ 厚生労働大臣  |
| 付番対象者 |                                   | ・ 居住者(東京都国立市、福島県矢祭町は不参加)  | ・ 公的年金加入者等(外国人も含む)  |
| 目的    |                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化(転入・転出事務等)</li> <li>・ 国の行政機関等への情報提供(法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)</li> <li>・ 住民に対する様々なサービス提供(条例による市町村独自の利用等)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金の制度運営の一層の適正化・効率化</li> <li>・ 被保険者及び年金受給権者に対する行政サービスの向上</li> </ul> |
| 留意点   | ① 悉皆的付番の観点<br><small>しっかい</small> | ・ 我が国で唯一、すべての住民に対し付番が完了している。  | ・ 年金制度未加入者(未成年者等)には付番されていない。  |
|       | ② 一人一番号の観点                        | ・ 我が国で唯一、住民に対し1対1の付番が完了している。  | ・ 本人又は勤務先事業主から正確な届出がなされない場合等には重複付番が発生する可能性がある。  |
|       | ③ 民一民一官での利用の観点                    | ・ 住基法では、民間事業者(給与の支払者や金融機関等)が、住民票コードの告知を求めることが一切禁止されている。   | ・ 国民年金法では、法令で定める年金事務を行う民間事業者に限り、基礎年金番号の告知を求めることが認められている。(それ以外は禁止)   |
|       | ④ 目で見える番号の観点                      | ・ 本人に番号が通知されているが、住基カード上には明記されていない。  | ・ 年金手帳等に基礎年金番号が記載されている。   |

|                  |             | 日 本           | アメリカ               | オーストラリア   | イギリス(注4) | フランス               |
|------------------|-------------|---------------|--------------------|-----------|----------|--------------------|
| フ<br>ロ<br>ー<br>ク | 金融所得        |               |                    |           |          |                    |
|                  | ・ 利子        | ×<br>(源泉分離課税) | ○                  | ○         | ○        | ○                  |
|                  | ・ 配当        | ○             | ○                  | ○         | ○        | ○                  |
|                  | ・ 株式譲渡      | ○             | ○                  | ○         | ○        | ○                  |
|                  | 事業所得        | ×             | ×                  | ×         | ×        | ×                  |
|                  | 給与所得        | ○             | ○                  | ○         | ○        | ○                  |
|                  | 不動産譲渡       | ○             | ○                  | ×         | ○        | ○                  |
|                  | 国内送金、預金の入出金 | ×             | ○                  | ×<br>(注3) | ×        | ×                  |
|                  | 海外送金        | ○             | ○                  | ×<br>(注3) | ×        | ×<br>(但し、記録保存義務あり) |
| ス<br>ト<br>ッ<br>ク | 金融資産        |               |                    |           |          |                    |
|                  | ・ 預貯金口座開設   | ×             | ×<br>(但し、記録保存義務あり) | ○         | ×        | ○                  |
|                  | ・ 株式保有      | ×             | ×                  | ×         | ○        | ×                  |
|                  | 不動産         | ×             | ×                  | ×         | ×        | ×                  |
|                  | 貴金属         | ×             | ×                  | ×         | ×        | ×                  |
|                  | 海外資産        | ×             | ○                  | ×         | ○        | ○                  |

- (注) 1. 「資料情報」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。  
2. 上記資料情報の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略基準があることに留意する必要がある。(例：年間支払額500万円以下の給与所得源泉徴収票、金融機関を経由する国外送受金等で1回あたり100万円以下の送金等調書等)  
3. オーストラリアにおいては、「国内送金、預金の入出金」及び「海外送金」に係る一定の取引について、マネーロンダリング及びテロ資金対策のための政府機関に対する報告義務が設けられているところ、その情報を税務当局も利用することができる。  
4. イギリスにおいては、資料情報の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、資料情報を提出しなければならない。  
5. ドイツには、資料情報制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。

|            |    |    |    |       |    |
|------------|----|----|----|-------|----|
| (参考) 納税者番号 | なし | あり | あり | あり(注) | なし |
|------------|----|----|----|-------|----|

(注) イギリスにおいては、国民保険番号(National Insurance Number)が税務目的に一部用いられている。

## 4. 外国の制度等

# 主要国における税務調査権限

(未定稿)

|   | 日本                       | アメリカ   | イギリス                               | ドイツ                            | フランス   |
|---|--------------------------|--|------------------------------------|--------------------------------|--|
| ○調査権限<br>・質問・検査<br>・文書等提出要求                                 | ○<br>×                   | ○<br>○<br>(サモンズ(行政召還状))  | ○<br>○                             | ○<br>○                         | ○<br>○   |
| ○調査のための要件<br>・事前の第三者の判断                                     | ×                        | ○(一部)<br>(発出したサモンズの履行を強制する場合、IRSは裁判所に執行訴訟提起が必要。また対象者不特定サモンズの発出には事前に裁判所の許可が必要。) | ○(一部)<br>(文書提出命令は事前に一次行政審判所の許可が必要) | ×                              | ×  |
| ・事前通知<br>➢ 納税者本人への調査<br>(納税者への通知)<br>➢ 第三者への調査<br>(第三者への通知) | △(実務上実施)<br>△(実務上実施)     | △(実務上実施)<br>△(実務上実施)<br>(本人には原則実施、本人は第三者宛てサモンズの取消訴訟を提起可)                       | ○(例外あり)<br>○(例外あり)                 | ○(例外あり)<br>○(例外あり)             | ○(例外あり)<br>△(実務上実施)                            |
| ・代理人選任権   | ○                        | ○  | ○                                  | ○                              | ○  |
| ○調査の対象者(ターゲット)<br>・(特定の)納税者<br>・(不特定の)納税者                   | ○<br>×                   | ○<br>○<br>(対象者不特定サモンズ)   | ○<br>○<br>(不特定者に関する文書提出命令)         | ○<br>×                         | ○<br>×   |
| ○調査の相手方(名宛人)<br>・納税者本人<br>・第三者                              | ○<br>○                   | ○<br>○   | ○<br>○                             | ○<br>○                         | ○<br>○   |
| ○実効性担保措置等<br>・罰則  | ○<br>(検査拒否等1年以下又は50万円以下) | ○<br>(調査妨害等3年以下5,000ドル以下、サモンズ裁判所執行命令不履行に対する拘禁刑若しくは罰金又は併科)                      | ○<br>(検査拒否等300ポンド+1日60ポンドの制裁金)     | ○<br>(協力義務不履行25,000ユーロ以下の制裁金等) | ○<br>(資料提出拒否1,500ユーロ以下の罰金、調査妨害25,000ユーロ以下の罰金等) |
| ・その他  | ○<br>(青色申告承認取消、推計課税)     | ○<br>(外国所在文書提出命令不履行の場合の証拠排除)   | —                                  | ○<br>(懲罰的推計課税)                 | —  |
| ○調査終了通知   | △<br>(実務上実施)             | △<br>(実務上実施)   | ○<br>(文書提出命令以外)                    | ○<br>(文書提出命令以外)                | △<br>(文書提出命令以外の場合に実務上実施)                       |

【凡例】○(法令上規定あり)、△(実務上実施)、×(法令上の規定及び実務上の対応なし)。なお、本表は、個人の調査に関するものを中心に記載。

(注)アメリカ、イギリス、フランスにおいても推計課税は可能。

主要国における個人の記帳義務制度等（未定稿）

（2010年1月現在）

|             | 日 本  | ア メ リ カ  | イ ギ リ ス  | ド イ ツ   | フ ラ ン ス   |
|-------------|--|--|--|---|---|
| 記帳義務        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青色申告者は、原則として、正規の簿記の原則により帳簿に記録しなければならない。ただし、簡易な方法による記録も認められる。</li> <li>○ 白色申告者のうち事業所得者等で一定の所得金額(注)を超える者(白色申告の記帳義務者)は、帳簿を備え付けて、簡易な方法により記録しなければならない。</li> </ul> <p>(注) 前々年分又は前年分の事業所得等の金額が 300 万円超の者</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納税者(農業従事者及び給与所得者を除く)は、継続的な記帳又は記録を行う義務がある。</li> <li>○ 農業従事者及び給与所得者には記帳義務はないが、税務署長が正しい所得税額を決定するに足る記録を行わなくてはならない。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者等には、帳簿等保存義務の一環として記帳義務が課されている。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者のうち商人等に記帳義務がある。</li> <li>○ 上記以外の事業者、農林業者のうち、売上高等が一定額(注)を超える者について記帳義務がある。</li> </ul> <p>(注) 例えば、売上高の場合は 50 万ユーロ</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商工業者及び自由職業所得者については記帳義務がある。なお、売上高が一定額以下(注)の者については記帳義務の内容が緩和されている。</li> <li>○ 農林業者で一定の売上高以上の者についても記帳義務が課されている。</li> </ul> <p>(注) 例えば、商工業者の場合は 8 万ユーロ</p> |
| 帳簿等保存義務     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青色申告者及び白色申告の記帳義務者は、帳簿等を7年間(一定の書類は 5 年間)保存しなければならない。</li> <li>○ 白色申告者のうち事業所得者等で前々年分又は前年分の確定申告書を提出した者(白色申告の記帳義務者を除く)は、その業務に関して作成した帳簿等を 5 年間保存しなければならない。</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納税者は、申告書において報告する所得・控除等を証明する関連資料(帳簿等を含む)を課税庁の要求に応じて随時提出すべき義務を負う。</li> </ul> <p>(結果として保存期間は永久となる。)</p>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者等は、申告内容を基礎付ける資料の保存義務を負う。</li> </ul> <p>資料保存期間は、事業者は事業上の金銭・商品等授受の明細を記載した帳簿を含めて、申告期限(課税年度の翌年 1 月 31 日)から 5 年間、その他の者は申告期限から 1 年間とされている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 租税申告書の提出義務者は、帳簿及びその他の必要な記録を保存する義務を有する。</li> </ul> <p>保存期間は、帳簿、領収書等について 10 年間、その他の原始帳票等については 6 年間とされている。</p>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 確定申告書の提出義務者は、帳簿及びその他の必要な記録を保存する義務を負う。</li> </ul> <p>保存期間は 6 年間とされている。</p>  |
| 義務違反の場合の制裁等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青色申告者が記帳・帳簿等保存義務に違反した場合、課税庁は青色申告の承認を取消することができる。</li> <li>○ 白色申告者に対して、課税庁は推計課税を行うことができる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 故意に記録を怠り又は帳簿等保存義務に違反した者は、罰金又は 1 年以下の懲役に処せられる。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 記帳・帳簿等保存義務に違反した者には過料(3,000 ポンド以下)が科される。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 故意又は過失によって不正な記帳を行い又は記帳を怠り、因って租税のほ脱等の危険性を発生させた者は、秩序違反として過料(5 万ユーロ以下)を科される。</li> <li>○ 記帳不備・帳簿等保存義務違反がある場合、推計課税を行うことが可能となる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 帳簿等保存義務に違反した者に対しては、罰金(1,500 ユーロ以下)等が科される。</li> </ul>   |

(注) アメリカ、イギリス、フランスにおいても推計課税は可能。

# 主要国における更正等の主な期間制限

(未定稿)

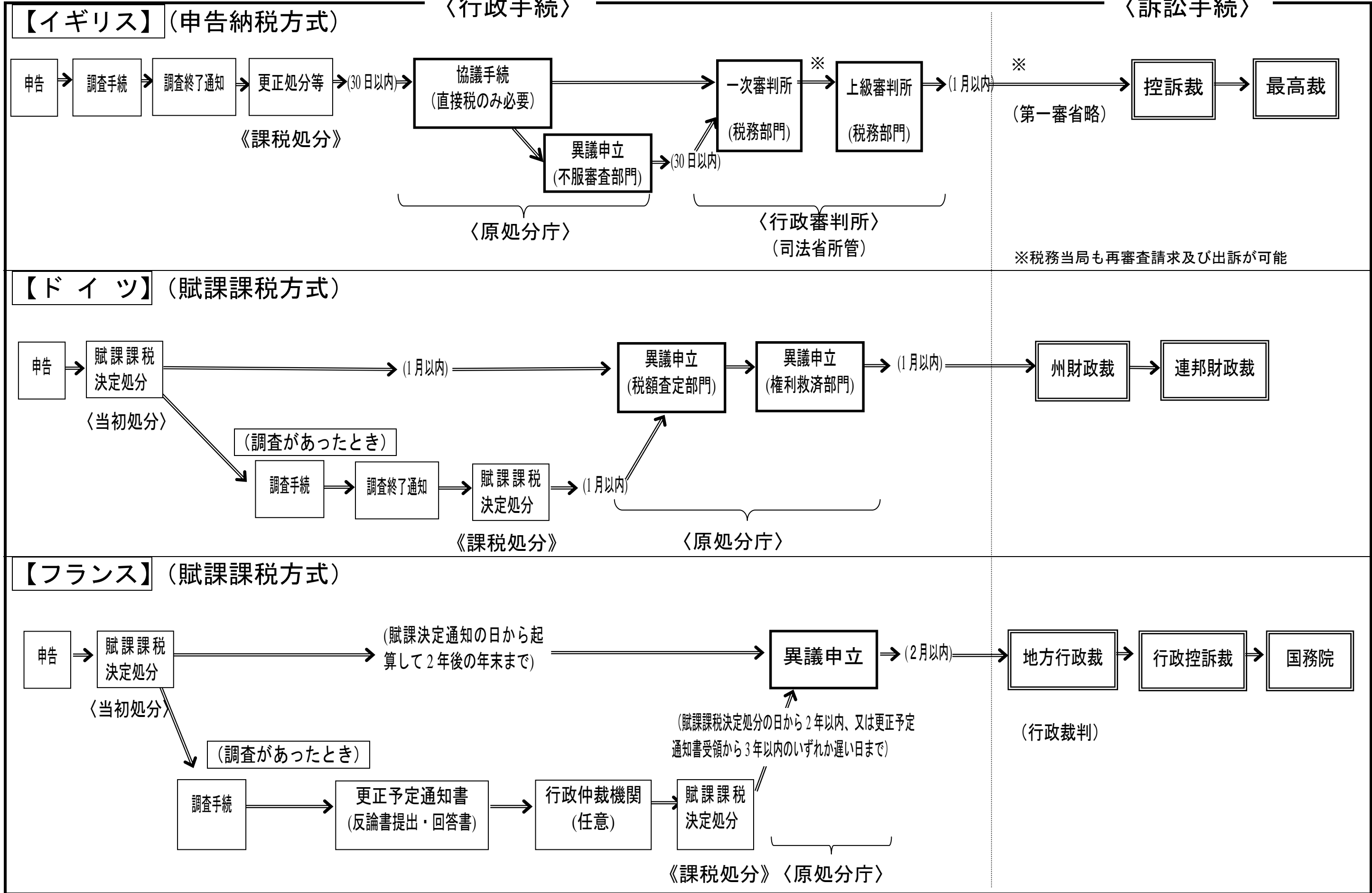
|        |    | 日本   | アメリカ  | イギリス   | ドイツ  | フランス  |  |
|--------|----|--|---|--|--|---|--|
| 税額確定方式 |    | 申告納税方式   |   |  | 賦課課税方式   |   |  |
| 課税庁    | 増額 | 通常の場合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限から3年(増額更正)</li> <li>○無申告の場合は法定申告期限から5年(決定)</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限又は申告書提出日のいずれか遅い日から3年</li> <li>○ただし、申告漏れが総所得の25%超の場合は6年</li> <li>○無申告の場合は無期限</li> <li>○合意により延長可。</li> <li>○停止事由あり(租税裁判所への出訴・第三者による取消訴訟提起等)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○課税期間の終了から4年(無申告の場合も同様)</li> <li>○ただし、納税者に過失があった場合は6年</li> <li>○延長事由あり(期限後申告、調査による更正等)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○所得の申告を行った年の12月31日から4年</li> <li>○ただし、納税者に過失があった場合は5年</li> <li>○無申告の場合は課税期間の終了から5年(過失の場合)又は10年(脱税の場合)</li> <li>○停止事由あり(更正の請求、異議申立て等)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○課税期間の終了から3年</li> <li>○無申告の場合は課税期間の終了から10年</li> <li>○停止事由あり(更正案の通知等)</li> </ul> |
|        |    | 脱税の場合  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限から7年(増額更正)</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○無制限</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○課税期間の終了から20年</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○所得の申告を行った年の12月31日から10年</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○課税期間の終了から10年</li> </ul>  |
|        |    | 減額   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限から5年(減額更正)</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限又は申告書提出日のいずれか遅い日から3年</li> <li>○合意により延長可</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○課税期間の終了から4年</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○所得の申告を行った年の12月31日から4年</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○課税期間の終了から3年</li> </ul>   |
| 納税者    | 増額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限から原則5年(修正申告)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○なし</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限から1年以内は申告書の訂正が可能</li> <li>○課税期間の終了から4年は、課税庁による減額更正(還付)を請求することが可能</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○所得の申告を行った年の12月31日から4年</li> <li>○ただし、納税者に過失があった場合は5年</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○課税期間の終了から3年</li> </ul>  |  |
|        | 減額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○法定申告期限から原則1年(更正の請求)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○申告書提出日から3年、又は納付日から2年のいずれか遅い時まで、還付請求を行うことが可能(税額納付が前提)</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、異議申立及び簡易な変更(いずれも賦課決定の通知を受けた日から1ヶ月)により処理</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○異議申立(賦課決定通知書による通知の日から起算して2年後の12月31日まで)により処理</li> </ul>  |  |

(注) 所得税を念頭におき、各国原則的な申告に係るものを記載(2010年1月現在、ただし、イギリスについては2010年4月以降適用されるものを記載)。



〈行政手続〉

〈訴訟手続〉



(注) 本表は主要国の主要な争訟手続 (所得税の課税の場合) の流れを模式的に示したものに過ぎない点に留意。なお、⇒は通常手続を、→は任意手続を指す。